

# 弁護士に



## 判例から見る 労働トラブルの 防止対策

弁護士  
庄司俊哉

82



たが、判決では本件持ち出しと本件廃棄以外の行為は存在を否定しました。

## 【行為の結果・影響について】

なおこの事件は、大阪高等裁判所の令和2年6月19日判決でも、一審同様の結論となっています。

がなかつた場合であつても、判例上は明確には述べていないです、「公益通報に該当する事実がある」と信じるにについて相当な事情があつた場合には、保護されるべきである」という考え方をとっています。

公益通報者保護法が、公益通報をより拡大する方向で改正され、令和4年ころの施行が予定されていますが、最近、公益通報に関連して「内部通報を目的とした内部資料の持ち出し等行為」への懲戒処分の判決がありました。この事件を通じて、裁判所が公益通報者に対しどのように姿勢をもつているかをお伝えしたいと考えます。

【事例】Y市児童相談所の公務員Aは、Y市児童養護施設の児童虐待不祥事について、児童相談所が適切な対応をとっていないと考え、被虐待児童の記録データを出し複数枚複写のうえ、そのうち1枚を自宅に持ち出した（以下「本件持ち出し」）うえで無断で廃棄（以下「本件廃棄」）した。Aは公益通報処理窓口のB弁護士に2回、内部通報を行ったが、いずれも「児童相談所の対応に不適切な点はなかった」との結論であった。Y市はデータの持ち出しと無断廃棄、そのほか2つの行為を理由に停職3日の懲戒処分を下しました。Aはその懲戒処分の取り消しを求めて裁判所に提訴した。

これは京都地裁令和元年8月8日判決（京都市児童相談所職員事件）の事例です。Aは公務員ですが私企業の従業員と同じと考えて差し支えありません。この事例ではAが本件持ち出しました。本件廃棄以外にも、「権限外のデータ閲覧」と「新年会等で個人情報に関する発言をしたこと」を理由に、Y市が停職3日との懲戒処分をしたものでした。

公益通報に関する内部資料の  
持ち出しと懲戒処分

Y市電子情報の管理基準に違反する妥当性を欠いて、裁量権逸脱または濫用といえるかが、争点となりました。判決は、本件持ち出しと本件廃棄がともに懲戒処分を取り消しました。

Aは辯護の行為であったことを直面して認めしており、一定の反省の態度を見せて取ることができる。またAには懲戒処分ではなく、人事評価においても高評価を得ている。

勤務先の信用を失墜させたとして懲戒解雇になつた事例があります。福岡高裁判官崎支部は「不正疑惑解明の目的で行動したもので、内部の不正を糺（ただ）す」という観点からむしろ勤務先の利益に合致する」とまで述べています。裁判所では、たとえ情報漏洩が企業にとって不利益のようにも見えたとしても、不正が明るみになる利益の方

【目的について】  
本件持ち出しさは、Aが内部通報に付隨する形で、重要な証拠を手元に置いておくという証拠保全ないし、Y市による情報消去に対する自己防衛という重要な目的によるものである。本件廃棄についても、廃棄日翌日にはY市に発表を申告していることから、正規意

閲覧可能な状態となり、情報の拡散を招いた職員に対して停職10日の懲戒処分を下した例があるが、Aにおいては情報拡散に至っていないのに停職3日は重たすぎる。

この判決からわかるのは、公益通報に付随する形での情報流出について、省内、行場の性質（監査、告発）（影響範囲）

房事を自告していることから、  
訴訟問題としての性質が明確化する。  
本件持ち出しが1枚のみであり、ま  
た不祥事に対するAの職務上の関心に  
減など不当な目的や動機があつたとは  
考え難い。よつて動機・目的に殊更に  
悪質性が高いとまではいえない。

目的 行為の性質・意味・結果・影響等の各判断要素から検討をしたうえで、外部からの信頼を大きく損なつていないう場合には、懲戒処分が難しいという点です。また、Aの公益通報については2回とも「不正はなかった」と結論づけられていますが、結果として不正

このように公益通報に付隨して情報が漏えいした場合の懲戒処分に際しては、目的や態様、結果や影響などを慎重に吟味して、慎重に処分内容を決めるべきです。

所長 元愛知労働局